

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十九年広島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中」。以下「省令」という」を削る。

別記様式第四号中

「老人保健法による医療の受給資格	有 ・ 無	※ 年 月から	②
------------------	-------	---------	---

「高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付の受給資格	有 ・ 無	※ 年 月から	
-------------------------------	-------	---------	--

改める。

別記様式第五号中

「老人保健法による医療の受給資格	有 ・ 無	※ 年 月から	②
------------------	-------	---------	---

「高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付の受給資格	有 ・ 無	※ 年 月から	※
-------------------------------	-------	---------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。